

令和8年度
消防軽搬送車
仕様書

鶴岡市

第1章 総則

1 目的

本仕様書は鶴岡市（以下「当市」という。）が令和8年度に整備する消防軽搬送車（以下「本車両」という。）の艤装、その他関係事項について定める。

2 概要

本車両は、火災及び災害時において消防小型動力ポンプ等資機材（以下「資機材」という。）を積載、搬送し、速やかに消火活動等ができるものであり、十分な安全性及び強度を有し、かつ耐久性及び耐食性に優れ、本仕様を十分満足し得よう艤装するものであること。

3 適合法令等

本車両は、次に掲げる法令、その他関係法令及び通達等に全て適合するもので、緊急自動車として承認が得られるものであること。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (2) 道路運送車両法の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）

4 提出書類

(1) 本車両仕様書の細部及び艤装については、契約後速やかに当市と協議を行い関係図面及び関係書類等を提出し、承認を受けた後に艤装を行うこと。

- | | |
|----------------|----|
| ① 製作工程表 | 2部 |
| ② 製作承認図（艤装5面図） | 2部 |
| ③ 電気配線図 | 2部 |
| ④ 使用材料、部品明細書 | 2部 |

ア 車体骨組み、側板、床板等

イ 装備品、附属品

ウ その他当市が指示するもの

(2) 本車両納入に際し、次の書類を提出すること。

- | | |
|----------------------|----|
| ① 緊急自動車届出確認書の写し | 1部 |
| ② 自動車検査証の写し | 1部 |
| ③ 完成図書（最終艤装図及び装備明細書） | 1部 |
| ④ 完成車両写真（前後左右） | 1部 |
| ⑤ 車両取扱説明書 | 1部 |
| ⑥ 資機材一覧表 | 1部 |
| ⑦ 納品内訳書（明細価格入り） | 1部 |
| ⑧ その他当市が指示するもの | |

5 艤装

艤装材料は、強度及び耐久性を有する日本産業規格品を使用し、取付け品及び附属品は全て最新規格のものを使用すること。

6 検査

検査は、中間検査及び納入時の完成検査とする。

(1) 中間検査は、製作工程中の写真、ビデオ等の提出により、次の項目について実施する。

- ① 車体検査
- ② 艀装検査
- ③ その他当市が指示するもの

(2) 完成検査は、当市が立会いの上、次の事項について実施する。

- ① 車体検査
- ② 艀装検査
- ③ 装備品、取付品、附属品
- ④ その他当市が指示するもの

(3) 検査時の指摘等

受注者は、不具合があると指摘された部分について直ちに修正又は交換の上、再検査をうけなければならない。

7 登録及び費用等

(1) 納入に至るまでの車両を含めた積載資機材等に対する技術指導者の派遣、検査及び故障、修理等に要した費用の一切は、受注者の負担とする。

(2) 本車両の新規登録に係る自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に関する費用については、当市の負担とする。

8 保証期間

本車両の艀装及び塗装部分の保証期間は、納入時から2年とし、シャシ、取付品、積載品については、各メーカーが定めた期間とする。ただし、設計不良、工作不良及び材質不良に起因する故障、不具合の場合は、保証期間終了後においても無償とし、修理又は交換等の改善策を施すものとする。

本車両の故障及び不具合に関する修理については、迅速に対応すること。また、修理に関する部品等は、国内で準備できる体制を整えること。

9 納入

(1) 完成車両の納入は、自動車及び艀装各般、並びに付属品等の諸検査に合格し、新規登録後納入するものとする。

(2) 本車両を納入する際は、車両及び資機材の燃料、油脂、電池等を全て規定量まで満たし、点検整備を行い、安全に使用できる状態で納入すること。

10 補則

(1) 本仕様に明記されていない事項については、メーカー公表の標準仕様とし機能操作上当然具備しなければならない事項は、これを充足しなければならない。また、装備品等については、

軽量かつ堅固な材質を利用し長期の使用に耐え得ること。

- (2) 本車両の製作に際し、疑義が生じた場合は、速やかに当市と協議し承認を受けるものとする。なお、質疑応答事項は、本仕様書の追補とする。
- (3) 本仕様書で指定した形式、型式は参考であるが、指定以外（同等品以上）のものを使用する場合は、当市と協議し承認を受けること。
- (4) 製作の一部を他の業者に外注する場合は、この仕様書を満足するような当該業者を監督すること。
- (5) 特許等工業所有権に関する法令、第三者の有する特許法・実用新案法又は意匠法上の権利及び技術上の知識を侵害することがないように必要な措置を講ずること。これらの運用、適用にかかる費用は、受注者が負担すること。
- (6) 受注者は完成車両納入後、当市の指定する日時、場所において、車両の構造及び機器の取扱い、保守管理等の説明をするための担当者を派遣すること。なお、派遣に要する諸経費の一切は、受注者が負担すること。

11 納入台数

1台

12 納入場所

鶴岡市美咲町36番1号 鶴岡市消防本部

13 納入期限

令和9年3月19日（金）

※納入期限に関わらず、納入可能となり次第、納入すること。

第2章 仕様

1 シャシ

本車両に使用するシャシは、令和8年度に製造された強力堅牢なシャシで、トラックタイプ（2ドア、荷台3方開き）の軽自動車とすること。また、寒冷地仕様で、最新の排気ガス規制等に適合しているものであること。

主要緒元は次のとおりとする。

- (1) 型式 軽四輪トラック型
- (2) 駆動方式 四輪駆動
- (3) トランスミッション オートマチック式
- (4) 乗車定員 2名
- (5) 総排気量 660cc未満
- (6) 全長 340cm以下
- (7) 全幅 148cm以下
- (8) 全高 200cm以下
- (9) 燃料タンク 標準仕様、油種及び容量表示

2 艀装

- (1) 消防団章を車体前方中央に取り付けること。
- (2) 車体上部に標識灯内蔵型赤色警光灯、電子サイレン付スピーカーを取り付けること。
- (3) 電子サイレンアンプ、赤色警光灯等の操作スイッチ及び配線は、メインスイッチ、専用ヒューズを介して設置し、隊員の乗降及び運転に支障なく、操作が自由に行える位置とすること。
- (4) キャブ屋根上部に取り付ける各電装品は確実に取り付け、防水処理を施して配線すること。
- (5) LED式サーチライト、旗立てはガードフレーム等に取り付ける。なお、サーチライトは、高さ・照射方向を変えることができるようにすること。
- (6) 車両全般の電気回路は、アクセサリースイッチと連動する構造とすること。

3 塗装及び文字入れ

- (1) 塗装は、完全な防錆加工を施した後、朱色塗装を行うこと。
- (2) 車体下回り及び腐食しやすい部分は、防錆塗装を行うこと。
- (3) 文字入れは、車両後面及び左右ドア部に「鶴岡市消防団」、車両前面に「方面隊名（略字可）」、「所属班数字」等を白色反射（後面のみ白色）、丸ゴシック文字で記入すること。また、標識灯は、前面に「鶴岡市消防団」を黒色、丸ゴシック体で記入すること。
- (4) 給油口付近に、油種及び油量を白色、丸ゴシック体で記入すること。

第3章 装備品等

主な装備品、取付品、付属品等は、1台当たりにつき別表のとおりとする。